



CORPORATE GOVERNANCE CODE

コーポレートガバナンス・コードについて考える(第3回) 「監査の信頼性の確保」について

日本公認会計士協会
会長 手塚 正彦

3月31日に開催された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(以下、「フォローアップ会議」)の第26回会議における議論を経て、4月6日にコーポレートガバナンス・コード(以下、「CGC」)及び「投資家と企業の対話ガイドライン」の改訂案が公表されました。

本コラムの第1回では、フォローアップ会議において取り上げられた論点に関連し、私が特に注目しているポイントを紹介するとともに、昨年12月18日に公表されたフォローアップ会議による意見書(5)「コロナ後の企業の変革に向けた取締役会の機能及び企業の中核人材の多様性の確保」(以下、「意見書(5)」)の内容に関して私が期待していることを取り上げました。

第2回は、フォローアップ会議で議論された論点のうち「取締役会の機能発揮」及び「株主総会関係」について、当協会のプロジェクトチーム(以下、「PT」)で議論した内容を中心にディスカッション・ポイントとして紹介しました。

第3回は、第25回フォローアップ会議で検討された「監査の信頼性の確保」に関するディスカッション・ポイントを紹介します。

・本コラムはディスカッションの内容を紹介するものであり、当協会の意見や正式な見解を表明するものではありません。

1 監査の信頼性の確保

監査は、CGCが目指す企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を支える重要な機能であり、今回のフォローアップ会議において監査の信頼性の確保について議論され、その結果がCGCの改訂に反映されることを歓迎します。「監査の信頼性の確保」について、フォローアップ会議で示された検討項目は以下のとおりです。

- 監査役や内部監査部門等の強化(デュアルレポーティングラインや三線モデル等)
- 内部通報制度の効果的活用
- 全社リスク管理等の攻めの観点も踏まえたリスクイクと内部統制システム

PTでは、上記の検討項目は、いずれも監査の信頼性の確保に関する重要な論点であるという認識のもとに、会計監査人の存在も念頭に、より広い視点から議論しました。

① 統治責任者としての取締役会・監査役会の連携強化

CGCの原則4-4では、監査役・監査役会に期待される重要な役割・責務には、「業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」がある」旨が記載されており、加えて「その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべき」とされています。監査役会も統治責任者の一翼を担うことが期待されています。統治責任者として取締役会(監督機能)と監査役会(監査機能)が連携することにより、経営監督の実効性確保の観点から、「守りの機能」である監査の役割や意義が明確になり、監査の実効性を強化することにつながると考えます。

指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社は、取締役会の下に、取締役を構成員とする監査(等)委員会が設置されていることにより、取締役会が監督機能に加え監査機能を持つ機関形態と言えます。監査役会設置会社においても、取締役会と監査役会による連携がより強固なものとなり、監督機能と監査機能が効果的に発揮されるよう、CGCの補充原則4-4①において、具体的な連携の例が示されることを期待します。例えば、会社が直面する重要な課題及びリスクについての認識の共有、認識が共有された重要な課題及びリスクについての監査上の対応、監査結果の取締役会への報告等が考えられます。また、監査役会設置会社については、後述するように、取締役会の実効性評価において監査役会との連携を含めることも一つの方法ではないでしょうか。なお、公益社団法人日本監査役協会が2020年5月に公表した監査役会設置会社及び指名委員会等設置会社に対するアンケート調査の結果によれば、監査役会及び監査委員会の事務局スタッフの設置状況、スタッフの平均人数、財務及び会計に関する知見を有するスタッフの有無のいずれにおいても、指名委員会等設置会社の方が充実している結果となっています。どの程度の支援体制が必要とされるかは、会社の規模、ビジネスの複雑さ等によって左右されることから、監査役会設置会社の充実度が実質的に劣っていると断定することはできませんが、監査役がその職責を果たすために十分な支援を得られていない実態があることも懸念されます。

原則4-13において、「上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである」とされています。上述のアンケート調査結果を踏まえると、原則4-13の補充原則の記述を、会社の実態に応じた質・量ともに適切な監査の支援体制の構築を促すものとするのが、監査の信頼性の確保をより確実なものとするのに資するのではないかと考えます。

② 監査役会等、内部監査部門及び会計監査人の連携(三様監査)

フォローアップ会議において、内部監査部門と取締役会・監査役会等との連携が課題として議論されています。内部監査部門が独立性を保ち、その機能を十分に発揮することは、監査機能の実効性を確保する上で必須であると考えます。

特に、内部監査部門から監査役会等及び独立社外取締役へのレポーティングラインを確立することが、監査役会等及び取締役会による監査・監督機能の実効性確保において重要です。英国のコーポレートガバナンス・コード(Provision25)にあるように、監査役会等が内部監査機能の有効性を評価し、取締役会に報告することも、企業統治の視点から内部監査機能の強化を図る効果的な手段となる可能性があります。また、我が国において、KAMが2021年3月期の監査から全面適用となり、監査役会等と会計監査人の連携の強化がこれまで以上に求められています。これら二者に限定せず、内部監査部門も含めた三様監査を充実することによって、三者が会社の経営環境やリスクについての認識を共有することが可能となり、KAMの充実はもちろんのこと、より効果的・効率的な監査の実施に資するものと考えます。

③ 監査機能の実効性評価と情報開示

監査機能が取締役会に含まれる機関形態が採用される場合には、監査の実効性も取締役会の実効性に包含される形で評価されます。一方で、監査役会設置会社においては、監査の実効性が評価対象に含まれないおそれがあります。コーポレートガバナンスにおいて監督機能と監査機能が不可分の関係にあることから、監督機能の実効性を確保する観点からは、取締役会の実効性評価を実施するに当たって、監査機能の実効性も含めて評価することが望まれます。監査役会による監査の実効性も含む形で、経営監督機能の実効性が評価され、その状況が開示されるようCGCの記述(補充原則4-11)を見直すことが考えられます※。

2019年1月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正により、有価証券報告書において監査役会等の活動状況の開示が求められています。2021年3月にアップデートされた金融庁の「記述情報の開示の好事例集」では、「監査の状況」の開示について着目したポイントとして、以下の事項が例示されています。

- 監査役会等における決議、報告、審議・協議の主な内容を具体的に記載
- 監査役会等の重点監査項目と実施した活動内容を具体的に記載
- 監査役会等の開催回数と出席状況に加え、1回あたりの所要時間や年間の議案数を記載
- 内部監査の体制、実施状況に加え、監査役等監査及び会計監査との連携内容や時期等についても記載

監査機能の実効性を高める上で、上記のような企業情報開示上のポイントとCGCにおける実効性評価のポイントとの整合性を取ることも有効と考えます。

※1 現行の4-11③の記述に「監査役会設置会社においては、取締役会の実効性評価の対象として監査役会も含めるべきである」という一文を付加することによって、監査機能を含めた実効性評価を要請することができる。



2 むすび

今回は、監査の信頼性の確保について、PTにおけるディスカッション・ポイントを紹介しました。

公認会計士の業務とコーポレートガバナンスは密接不可分です。会計監査人に限らず、上場企業の経営者や従業員として働いている公認会計士や社外取締役・社外監査役を務めている公認会計士が、CGCが求めている事項の趣旨を的確に理解して、それぞれの立場で職責を確実に果たすことが求められています。

当協会は、CGCについての研究を継続し、コーポレートガバナンスの実効性確保に資する取組を進めていく所存です。

